

平成30年9月21日

平成30年北海道胆振東部地震に係る第1号事業支給費の取扱いについて

平成30年北海道胆振東部地震に係る第1号事業支給費の取扱いについて、旭川市では介護報酬等の取扱いに準じ、次のように対応することとします。

1 第1号通所事業

「平成30年北海道胆振東部地震における介護報酬等の取扱いについて」（平成30年9月14日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課事務連絡）における「2（3）介護予防通所リハビリテーション」と同様の取扱いとします。

一般の被災等により、第1号通所事業所が休業し、利用者に対して、介護予防サービス・支援計画に基づく適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合には、当該利用者については、日割り計算を行うこととします。

一方、休業の影響を受けず、適切な利用回数等のサービスを提供された利用者については、日割り計算は行いません。

日割り計算の方法は、月の総日数から、震災の影響により休業した期間（定期休業日を含む。）を差し引いた日数分について請求することとします。

なお、第1号通所事業所が燃料の調達が困難であったために、送迎に支障が生じたことにより、適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合も、同様の取扱いとします。

【算定のQ&A】

問1 停電等により、9月6日（木）と9月7日（金）を休業とした場合、利用者全員が日割りとなるのか。

（答）

適切な利用回数等が提供できなかった利用者のみ日割りとなります。この場合、木曜日及び金曜日の利用者については、休業した期間（2日間）を除く28日分について日割りで請求することになります。ただし、曜日の振替等で、計画に基づく適切な利用回数等のサービスが提供された場合には、日割り計算は行いません。

問2 停電等により、9月6日（木）から9月10日（月）まで休業となった。土日は定期休業日であるため、3日分を差し引いた27日分の日割りで良いか。

（答）

この場合、木曜日、金曜日及び月曜日の利用者については、定期休業日を含み休業した期間を差し引いた日数の日割りとなりますので、5日分を除く25日分について日割りで請求することになります。

2 第1号訪問事業

第1号通所事業と同様の取扱いとします。

第1号訪問事業所が休業し、利用者に対して、介護予防サービス・支援計画に基づく適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合には、当該利用者については、日割り計算を行うこととします。

事業所が、運営規程に記載している営業日に営業できなかった（臨時休業となった）場合は、**事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取扱い**として、日割り計算を行うこととなりますが、事業所が営業していた場合については、日割り計算は行いません。

3 その他

その他の介護報酬等の取扱いについては、「平成30年北海道胆振東部地震における介護報酬等の取扱いについて」（平成30年9月14日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課事務連絡）を確認してください。

（問合せ先）

旭川市福祉保険部長寿社会課地域支援係

電話：25－5273